

ID: 169

担当部署: 都市建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	柴田町都市公園条例 第18条及び第19条		
例規番号	昭和45年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第18条及び第19条の規定による。</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、50,000円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第3条第1項又は第3項(第15条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第5条(第15条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第11条第1項又は第2項(第15条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反した者</p> <p>第19条 詐欺その他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日